

### ① 届出を要する行為

土屋地区の地区計画区域内で下表の行為を行う場合には、事前に市長への「届出」が必要になります。「届出」は、工事着手の30日前かつ建築確認申請の時までに行ってください。（届出を行わなかった場合には罰則があります。）

なお、下表のような行為を行おうとする場合は、あらかじめ市にご相談下さい。

届出を必要とする行為	届出が必要な区域	建築確認申請
1. 土地の区画形質の変更 切土・盛土、道路・宅地の造成、敷地の分割など（開発許可が必要な場合を除く）	地区整備計画区域内全域	×
2. 建築物の建築、工作物の建設 建築物の建築・増改築・移転、広告塔などの工作物の建設・門扉及び擁壁の築造など		○
3. 建築物等の用途の変更	地区整備計画において、「用途の制限」が定められている区域	○
4. 建築物等の形態・色彩・意匠の変更 建築物の色彩の変更、看板の設置・取替など	地区整備計画において、「形態・色彩・意匠の制限」が定められている区域	×

※上記以外にも「垣又はさく（生垣・フェンス等）」を設置する場合についても届出が必要となります。

### ② 罰則

都市計画による届出を行わなかったり、虚偽の届出等を行った場合、罰金の規定の適用を受けることになります。

### ③ 届出窓口

届出窓口は所在する土地の地域によって異なります。

○西区、北区、大宮区、見沼区 岩槻区の場合

北部都市・公園管理事務所 管理課

（tel：048-646-3178 大宮区役所6階）

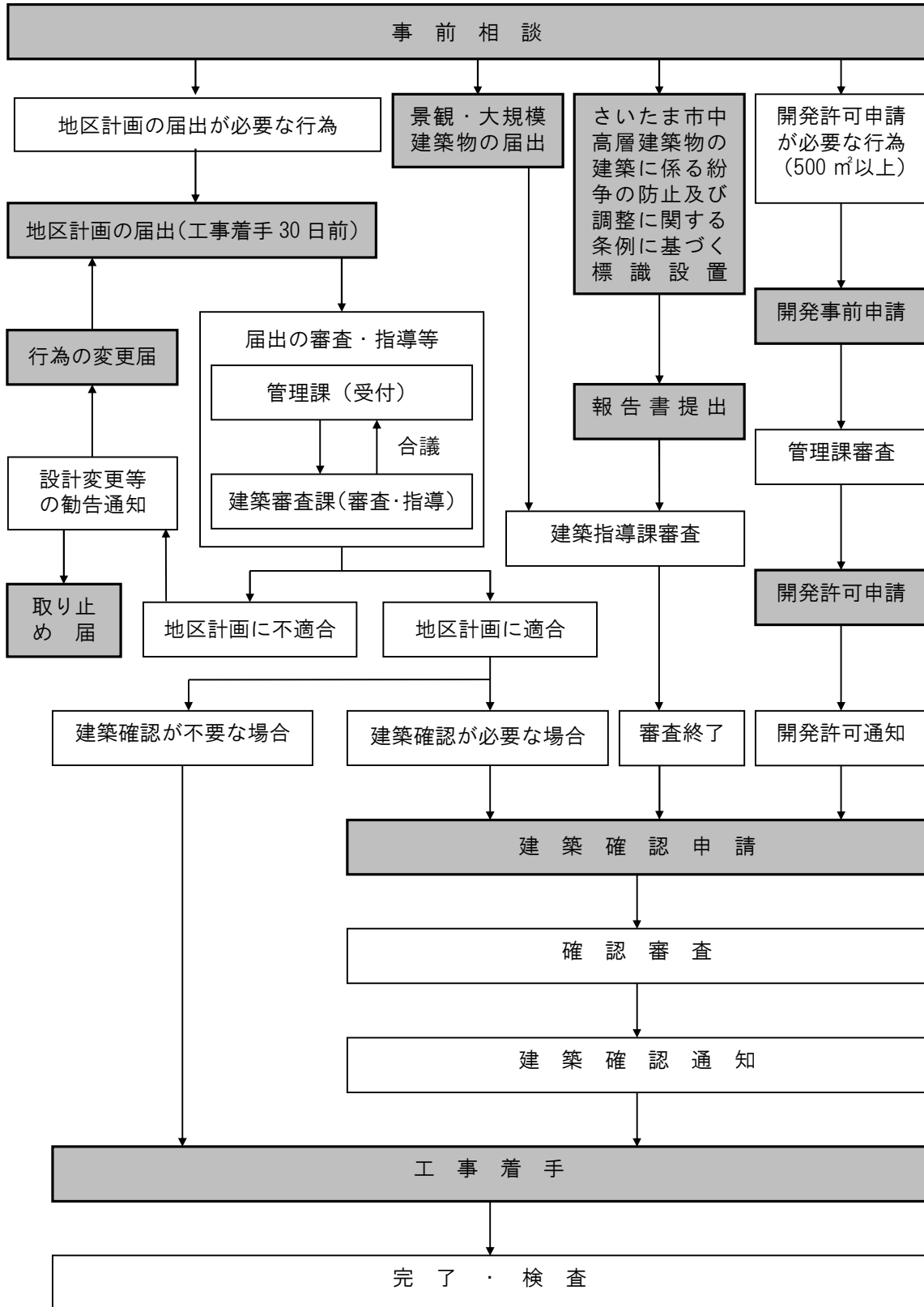
○中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の場合

南部都市・公園管理事務所 管理課

（tel：048-840-6178 中央区役所本館3階）

# 届出の方法

## ④ 届出から工事着手まで



建築主が行う行為

**⑤ 届出に必要な書類**

さいたま市地区計画の区域内における行為の届出に必要な書類

1. 地区計画の区域内における行為の届出書
  - 正本 1部
  - 副本 1部（本人届出者用）
2. 添付書類
  - ①案内図…行為の場所を赤線で区域表示したもの
  - ②公 図…行為の場所を赤線で区域表示したもの  
（区画整理事業中の場合は仮換地証明書・仮換地図等の写し）
  - ③配置図…敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺1/100以上）
    - ・壁面後退の位置を赤線で明示してください。
    - ・敷地面積を記載してください。
    - ・増改築の場合、既存の建築物又は工作物については、既存と表示し、面積を記載してください。
  - ④平面図…建築物にあつては各階平面図（縮尺1/100以上）
    - ・壁面後退の位置を赤線で明示してください。
    - ・1階部分の用途を、1階平面図に記載してください。
    - ・建築面積、延床面積を記載してください。
  - ⑤立面図…二面以上の立面図（縮尺1/100以上）
    - ・外壁の色彩を表示してください。
    - ・壁面後退の位置を赤線で明示してください。
    - ・壁面後退部分の道路とのすり付け詳細図（断面図）を記載してください。
    - ・北側斜線を記載してください。
  - ⑥断面図…二面以上の断面図（縮尺1/100以上）※軒の高さが定められている場合
  - ⑦外構図…垣・さく等の詳細図
    - ・平面図（配置図に記載可）、立面図、断面図を記載してください。
  - ⑧委任状…代理者が届出を行う場合
  - ⑨その他…市長が必要と認める図書
    - ・求積図…最低敷地面積が定められている場合
    - ・謄本の写し…敷地が地区計画で定められた最低敷地面積以下の場合

## ○変更届について

届出事項を変更する場合には、変更部分に係る行為に着手する日の30日前までに変更届を提出してください。変更届を提出する際には、変更前の適合通知書と変更に係る図面を添付してください。

※届出書および変更届の様式は、所管の都市・公園管理事務所管理課にて用意しておりますので、その様式を使用してください。

# 正 地区計画の区域内における行為の届出書

令和 年 月 日

さいたま市長

届出者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 電話( ) \_\_\_\_\_

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- ① 土地の区画形質の変更
  - ② 建築物の建築又は工作物の建設
  - ③ 建築物等の用途の変更
  - ④ 建築物等の形態又は意匠の変更
  - ⑤ 木竹の伐採
- について、下記により届け出ます。

記

1	行為の場所	さいたま市 区						
2	行為の着手予定日	令和 年 月 日						
3	行為の完了予定日	令和 年 月 日						
4	設計又は施行方法	① 土地の区画形質の変更	区域の面積	m <sup>2</sup>				
		② 建築物の建築又は工作物の建設	イ 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設)(新築・改築・増築・移転)	ロ 設計の概要	届出部分	届出以外の部分	合計	
					(i)敷地面積			m <sup>2</sup>
					(ii)建築又は建設面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
					(iii)延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
					(iv)高さ	地盤面から		m
					(v)主要用途			
					1階の用途			
					(vi)垣又はさくの構造 (有・無), 構造			, 高さ m
		(vii)建築物の建ぺい率/容積率		%/	%			
③ 建築物等の用途の変更	イ変更部分の延べ面積	ロ変更前の用途	ハ変更後の用途					
④ 建築物等の形態又は意匠の変更内容								
⑤ 木竹の伐採面積				m <sup>2</sup>				

備考

- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、1つの届出書によることができる。
- 代理者の場合は委任状を添付のこと。

[代理人の連絡先]  
 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 電話 \_\_\_\_\_

# 副 地区計画の区域内における行為の届出書

令和 年 月 日

さいたま市長

届出者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 電話( ) \_\_\_\_\_

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- ① 土地の区画形質の変更
  - ② 建築物の建築又は工作物の建設
  - ③ 建築物等の用途の変更
  - ④ 建築物等の形態又は意匠の変更
  - ⑤ 木竹の伐採
- について、下記により届け出ます。

記

1	行為の場所	さいたま市 区						
2	行為の着手予定日	令和 年 月 日						
3	行為の完了予定日	令和 年 月 日						
4	設計又は施行方法	① 土地の区画形質の変更	区域の面積	m <sup>2</sup>				
		② 建築物の建築又は工作物の建設	イ 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)	ロ 設計の概要	届出部分	届出以外の部分	合計	
					(i) 敷地面積			m <sup>2</sup>
					(ii) 建築又は建設面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
					(iii) 延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
					(iv) 高さ	地盤面から		m
					(v) 主要用途			
					1階の用途			
					(vi) 垣又はさくの構造 (有・無), 構造			, 高さ m
		(vii) 建築物の建ぺい率/容積率		% /	%			
③ 建築物等の用途の変更	イ変更部分の延べ面積	ロ変更前の用途	ハ変更後の用途					
④ 建築物等の形態又は意匠の変更内容								
⑤ 木竹の伐採面積				m <sup>2</sup>				

備考

- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、1つの届出書によること。
- 代理者の場合は委任状を添付のこと。

[代理人の連絡先]

住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 電話 \_\_\_\_\_

## 行為の取止届出書

令和 年 月 日

さいたま市長

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話( ) \_\_\_\_\_

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき届出を行った下記の行為について、取止めましたので届け出ます。

記

1	行為の場所	さいたま市
2	適合通知 年月日・番号	年 月 日 ・ 第 号

(注) 適合通知書を一式添付してください。  
届出書は2部提出、受付後1部を返却します。



## 委任状

私は都合により \_\_\_\_\_  
を代理人と定め下記の行為の場所について  
都市計画法第58条の2に関する届出  
の手続を委任する。

### 記

#### 1 行為の場所

さいたま市 \_\_\_\_\_ 区

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_



## 名義変更届出書

令和 年 月 日

さいたま市長

新届出者 住所

氏名 印

電話( ) —

旧届出者 住所

氏名 印

電話( ) —

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき届出を行った下記の行為について、届出者に変更があったので、届け出ます。

記

1	行為の場所	さいたま市
2	適合通知 年月日・番号	年 月 日 ・ 第 号

(注)適合通知書を一式添付してください。  
届出書は2部提出、受付後1部を返却します。

地区計画についてのご質問、ご相談は下記までお問い合わせください。

北部都市・公園管理事務所 管理課

〒330-0843

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1

TEL 048-646-3178

さいたま市 都市局都市計画部 都市計画課

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

TEL 048-829-1403